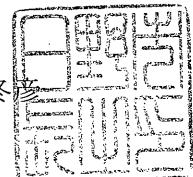




日子保第409号
令和4年7月22日

社会福祉法人吹上会
理事長 吉富 和枝 様

日野市長 大坪 冬彦



改善勧告

令和4年1月17日付日子保第862号に基づき実施した指導監査の結果、改善を要する事項が認められますので、子ども・子育て支援法第39条第1項に基づき勧告します。
改善の状況については、本通知の到達日から15日以内に文書で御報告ください。
なお、改善が図られない場合や回答がない場合は、子ども・子育て支援法に基づき、公表、改善命令、確認の取消し等を行う場合があることを申し添えます。

記

1 施設名

吹上多摩平保育園（日野市多摩平6丁目1番地の2）

2 改善すべき事項

別紙「指導監査結果通知書（改善勧告）」のとおり

3 その他

2の改善に当たっては、将来にわたり継続して基準を遵守できるよう十分に検討した上でこれを行い、その改善状況又は方策について具体的な資料を添付して報告してください。

【担当】

日野市子ども部保育課整備調整係
電話：042-514-8972（直通）
FAX：042-583-4198
E-mail：hoiku@city.hino.lg.jp

指導監査結果通知書（改善勧告）

対象施設 吹上多摩平保育園

実施日 書類等検査実施、ヒアリング実施日 令和4年3月8日～11日

日野市は、吹上多摩平保育園への指導の結果、貴法人に対して、令和4年5月9日付け
日野第102号「実地指導の結果について（通知）」において、「改善を要する事項」と
して、以下の項目を通知した。

- 1 苦情受付担当者が適切に設置されていないため、是正すること。
今後は苦情解決責任者のほかに、職員の中から苦情受付担当者を選任し、設置すること。
- 2 労働者の労働時間の把握及び記録をすること。
今後はタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎と
して確認し、適正に記録し、保存すること。
- 3 児童虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。
直ちに、児童虐待の防止等・撲滅のために、必要かつ適切な措置・対策を講ずること。
- 4 児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。
 - (1) 直ちに、必要かつ適切な措置・対策を尽くして、児童の人権・人格を尊重する保育
を実施すること。
 - (2) 自己の定めた改善状況報告を適正に実行しなかったことを真摯に反省し、直ちに、
必要かつ適切な措置・対策を講じて、児童の人権に配慮した保育を提供すること。

貴法人は、同年6月2日付け改善状況報告書を日野市に提出した。しかし、上記1、及
び2については改善事項の記載が認められたが、上記3、及び4については改善事項の記
載が不十分であった。

日野市は、同年6月8日、貴法人に対して、上記3、及び4に関して改善事項の記載が
不十分であるため、具体例等を示し、具体的かつ詳細な改善事項を記載することを求めた。

貴法人は、同年6月24日付け改善状況報告書を日野市に提出した。しかし、上記3、
及び4について「検討中」とし改善事項の記載が不十分であった。

貴法人は、同年7月1日付け改善状況報告書を日野市に提出した。しかし、上記3につ
いては、「改善中」としているが、「訴因・概要不明の措置命令は実行不可能です。」とし、
具体的な改善策は認められず、不十分な内容であった。また、上記4(1)については、
「検討中」とし改善事項の記載が不十分なままであり、上記4(2)については、職員研
修を実施し、外部の第三者に子育てアドバイザーを委嘱したとし、改善事項の記載が認め
られた。

以上から、貴法人の自発的な事実関係の調査及び改善策の検討を期待し、改善報告書の
提出を求めたが、未だ上記3、及び4(1)について十分な改善事項が報告されていない。
そのため、貴法人は、子ども・子育て支援法第39条第1項第1号「第34条第2項の市
町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給
に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合」に該当している。

したがって、同法同条に基づき、改善状況が不十分である事項について、次の通り勧告
する。

項目	改善を要する事項
保育内容	<p>○<u>児童虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。</u></p> <p>保育所の職員は、入所中の児童に対し、虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>しかしながら、貴施設において、職員Aが以下の行為を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言うことを聞かないとして園児の全身を締め付ける行為、園児を叩く等の暴力行為を繰り返し行った。 ・園児を怒鳴りつける等の威圧的な言動、園児の心を傷つける発言等を繰り返し行った。 ・女児を膝上に乗せて抱きしめる行為等、女児に対する過剰・不当な身体接触行為を繰り返し行った。 ・園児を懲罰と称して部屋に置き去りにし保育を行わない等、園児を放置する行為を繰り返し行った。 <p>上記の各行為は、虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為に当たる。</p> <p>また、職員・施設を管理運営する立場にある者は、職員の児童に対する有害行為を知りながら、当該職員に対する指導・教育、処分等の措置を適切に講じておらず、また、児童虐待の防止等のために必要な体制の整備も行っていない。</p> <p>については、貴施設は、職員Aへの指導教育を徹底し改善が図られるまでの間担任から外す等の個別的な再発防止策を行うこと、虐待防止マニュアルの策定や研修の更なる充実等の組織的な再発防止策を行うこと、早急に勧告の事実・内容及び検討した再発防止策について保護者に対して書面・保護者会等の方法により報告すること、勧告に関する保護者からの問い合わせ等に適切に対応すること等、直ちに、児童虐待の防止等のために必要かつ適切な措置・対策を講ずること。</p> <p>根拠：児童福祉法第33条の10 児童虐待の防止等に関する法律第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第25条（平成26年内閣府令第39号） 保育所保育指針第1章1(5)ア（平成29年3月31日厚労告第117号） 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条 日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条4項</p>

項目	改善を要する事項
保育内容	<p>○児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。</p> <p>保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、貴施設において、職員Aが以下の行為を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言うことを聞かないとして園児の全身を締め付ける行為、園児を叩く等の暴力行為を繰り返し行った。 ・園児を怒鳴りつける等の威圧的な言動、園児の心を傷つける発言等を繰り返し行った。 ・女児を膝上に乗せて抱きしめる行為等、女児に対する過剰・不当な身体接触行為を繰り返し行った。 ・園児を懲罰と称して部屋に置き去りにし保育を行わない等、園児を放置する行為を繰り返し行った。 <p>上記の各行為は、虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為に当たり、児童の人権・人格を害するものである。</p> <p>については、貴施設は、職員Aへの指導教育を徹底し改善が図られるまでの間担任から外す等の個別的な再発防止策を行うこと、虐待防止マニュアルの策定や研修の更なる充実等の組織的な再発防止策を行うこと、早急に勧告の事実・内容及び検討した再発防止策について保護者に対して書面・保護者会等の方法により報告すること、勧告に関する保護者からの問い合わせ等に適切に対応すること等、直ちに、必要かつ適切な措置・対策を尽くして、児童の人権・人格を尊重する保育を実施すること。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>根拠：保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②、③（平成29年3月31日 厚労告第117号）</p> <p>東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条</p> <p>日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例第3条第2項</p> </div>